

2020年度 第4回

町田市障がい者施策推進協議会

2020年10月23日（金）

町田市地域福祉部障がい福祉課

午前10時00分 開会

○岡担当課長 本日はお忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

時間になりましたので、2020年度第4回町田市障がい者施策推進協議会を開催させていただきます。

本日、司会を務めます障がい福祉課担当課長の岡と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、ウェブ会議を併用する形で開催しております。ウェブで御参加の谷内委員、藤谷委員、接続等に問題はございませんでしょうか。

それでは、本日の出席者の確認をいたします。

ウェブでの御出席が谷内委員、藤谷委員。ほか14名の委員の皆様には会場にて御出席いただいております。欠席は、中川委員、浅野委員、赤松委員、降幡委員の4名になります。

また、本日は子ども発達支援計画についての報告ということで、子ども発達支援課も出席する予定でございます。

本日の協議会には傍聴席を設けており、1名の方が傍聴されています。

傍聴人の方は、席に置かれています注意事項を守るようお願いいたします。

なお、本日、会議の議事録作成のため、委託業者の会議録研究所が同席しております。正確な議事録作成のため、発言される方は、発言の前に名前をおっしゃってから発言いただきますようお願いいたします。

また、計画策定支援のため、委託業者の株式会社サーベイリサーチセンターも同席しております。

それでは、本日はウェブ会議を併用するというので、会議のルールについて確認させていただきます。

周囲の音を拾ってしまうことがございますので、マイクはオフの状態にしてください。アイコンが赤色になっている状態がオフの状態です。2、通信状況の安定のため、映像のオフをお願いします。3、発言される際は「挙手」のアイコンをクリックしてお待ちください。委員同士で発言のタイミングが重ならないよう、会長が発言者を指名し、マイクをオンにします。4、発言後は「手を下げる」のアイコンをクリックしてください。「挙手」のアイコンと同じ場所がございます。

それでは、事前に配布しました資料の確認をいたします。

資料1「(仮称)町田市障がい者福祉計画21-26(案)」、資料2「(仮称)町田市障がい者福祉計画21-26(案)に対する各部会からの意見と対応状況」、資料3-①「2019年度 町

田市における障害者差別解消法に関する取組み」、資料3-②「障害者差別解消支援地域協議会について」、資料3-③「障がい者差別相談窓口のチラシ」、資料4「2019年度 町田市における障がい者虐待の状況について」。

続いて、当日配布資料の確認です。

当日配布資料1、会議次第、当日配布資料2「(仮称)町田市障がい者福祉計画21-26パブリックコメントの実施について」、当日配布資料3「町田市子ども発達支援計画(2021~2023)行動計画の概要」、当日配布資料4「令和2年度東京都自立支援協議会セミナー開催のお知らせ」。

以上を机上配布させていただいております。

会議次第については、報告事項に追加がありましたので、修正したものを当日資料として配布させていただいております。

また、本日、会議の中で第5次町田市障がい者計画と町田市障がい福祉事業計画(第5期計画)」を御参照いただく場面がございますので、お手元に御用意ください。お持ちでない方は挙手いただければ、事務局のほうでお届けします。

それでは、ここで進行を岩崎会長にお渡しします。

岩崎会長、よろしく申し上げます。

○岩崎会長 本日は雨の中お運びいただき、ありがとうございます。本日もよろしく願いいたします。

それでは、【2】議事、次期計画素案の検討についてに移ります。

まず、事務局から資料の説明をお願いします。

○後藤主任 障がい福祉課の後藤です。よろしく願いいたします。

まず、資料の説明をさせていただきたいと思います。

お手元に、事前に送付いたしました資料1「(仮称)町田市障がい者福祉計画21-26(案)」と、資料2「(仮称)町田市障がい者福祉計画21-26(案)に対する各部会からの意見と対応状況」を御用意ください。

まず資料1、冊子になっているものですが、こちらは9月23日に開催いたしました障がい者計画部会、また9月23日までに就労・生活支援部会、相談支援部会からも御意見をいただきまして、そちらを反映した素案となっております。

資料1の中に下線を引いたところがあると思いますが、そちらが以前出したものから変更したところになります。それぞれどういった御意見をいただいたのかというところと、それぞれ

どのように修正、反映したのかというところは、資料2に部会別に載せております。

あと、すみません、資料1の中に紙を挟ませていただいたんですけども、一部ページ番号の誤りがございましたので、この修正した紙のほうの目次を参照していただきたいと思います。21ページ以降のページ番号が1ページずつずれていますので、例えば「重点施策19 p59参照」と表記されている場合は、実際には60ページの記載になっております。すみません、21ページ以降はページ番号に1ページ足して参照していただくようお願いいたします。

資料の説明としては以上になりまして、今後のパブリックコメントまでのスケジュールも確認させていただければと思います。

今日またこの場で素案に対する御意見をいただきまして、今日話し合った内容に基づいて、岩崎会長と障がい者計画部会の小野部会長と調整しながら素案を修正させていただきたいと思っております。パブリックコメントが11月10日開始となっておりますので、それまでの修正については、この協議会後は会長と部会長に一任という形にさせていただければと思っております。

10月末までにこちらの素案の修正を完了させまして、11月10日から12月9日までパブリックコメントを行いたいと思います。市民の方から広く意見を募集する場ということです。

パブリックコメントの実施概要について、本日お配りさせていただいた当日配付資料2で概要を説明させていただいております。

2020年11月10日から12月9日までを募集期間ということで、こちらに記載の窓口等で資料の閲覧と、あと概要版の配布をしておりますので、そちらの概要版についてはお持ち帰りいただくことが可能です。また、計画の概要版、全体版及び御意見記入用の用紙は市のホームページでも公表予定です。

御意見の提出方法は、郵送、ファクス、eメール、または窓口への持参という形。

また、広報については広報まちだ11月1日号、及び町田市ホームページで周知予定となっております。

寄せられた御意見の概要及び市の考え方は、2月頃に町田市ホームページ及び上記の資料配布場所で公表する予定となっております。

パブリックコメント用の素案については、修正、反映したものをパブコメ開始のタイミングで委員の皆様全員にお送りさせていただき予定となっておりますので、委員の皆様からも関連団体に、パブコメを実施しているという周知をお願いできればと思っております。

パブコメで出された意見に関しましては、1月中に部会、協議会開催予定となっております

ので、まず、その中でまとめて皆様に御報告をさせていただきたいと思っております。

資料の説明とパブリックコメントの概要については以上になります。

○岩崎会長 ありがとうございます。

まず、9月23日の計画部会で出た主な意見について、小野部会長から御報告いただければと思います。

○小野委員 小野です。

計画部会で出された意見とその対応状況は、A3用紙の資料2にあります。

ほとんどの意見が、計画の第2章「町田市がとりくむこと」の内容に集中しています。

資料2をめくっていただくとお分かりになるように、事前または部会の当日、部会が終わった後も含めてたくさんの意見が出されています。それを一つ一つ説明していると時間がちょっと足りないので、お手元の計画の案を見ていただくと下線部分が修正した内容になるんですが、この部会の段階で出された意見で相当修正していただいています。

部会員一人一人から出された意見の特徴的な点を大まかに言うと、昨年行った実態調査で浮き彫りになった問題を解決する計画になっているかどうか、そこがやはり重点になってくるだろう。特に、例えば障害福祉サービスを利用していない発達障がいや精神の人たちがどう福祉のサービスにつながっていくのか、在宅の人たちが結構多くいて、働きたいとかいろいろなニーズを持っていたりというのがある。あとは重度の問題や、そういう浮き彫りになった問題を解決する計画になっているかどうかというところでの意見が1つ。

もう一つが重度障がい者への支援体制、それと連動するんですけれども、やはり人材の確保。このコロナ禍でも、介護もそうですけれども、大企業等では相当雇用が打ち切られるというか、厳しい状況がある中で、介護、福祉はどれだけ募集しても人が来ないという実態があります。その重度障がい者の地域生活、働くこと、日中支援、そして人材確保についての意見が多くありました。

そして、第2章は「町田市がとりくむこと」がテーマですから、ここ数年、町田市の独自施策が影を潜めてきている。国制度や都制度の負担金や補助金が得られる事業、そういったものが中心になってきてしまうので、やはり町田市独自の努力、独自施策ができることは、もっと盛り込むべきだという意見がありました。

そこで特徴的だったのが、資料2の2枚目の上にあります風間委員や李委員から出された意見で、タクシー券については以前から風間委員が意見を出されていて、それは独自施策としてなかなか難しいという対応だったんですけれども、李委員から、車いすで利用できるタクシー

が市内で50台に増えていると。このコロナの状況がしばらく収束しないことを想定すると、バス利用を警戒する基礎疾患を持った人たちが利用しやすいように、やはりそういう視点からこの問題に対処することも必要なのではないかということで、改めて、計画の中では18ページ、19ページで新たに追加してもらいました。

ですから最初に計画部会に出された素案から相当、今、言ったような考え方で個別の修正意見が多く出されて、それに対応した内容として計画案がつくられたと思います。

以上です。

○岩崎会長 ありがとうございます。

それでは、素案について意見や質問があればお願いいたします。

ウェブ参加の方は「挙手」のボタンを押してください。

いかがでしょうか。

○小野委員 修正意見で修正はされているんですけども、計画案の27ページ、日中活動や暮らしのところで、相談も含めてそうですけれども、重い障がいのある人への支援体制について改めて修正意見を述べました。それが盛り込まれて、27ページの「主なとりくみ」の日中活動・就労系のところの2つ目の「・」に、重度の対象者の支援のための事業所を「支援していく施策のあり方を検討します」と新たに盛り込まれました。それが重点施策6、29ページに飛ぶんですけども、こちらの「事業概要」のところの記述が修正されていませんでした。

一番下の目標値では、①が好事例の収集、活用なんですね。そして②で事業所の運営実態を把握して、課題を分析して、事業所支援のあり方を検討するという目標値が設定されました。けれども、上の事業概要の説明のところの下線が引いてある「また、②……」のところなんですけれども、この文面でいくと、結局好事例を収集して、それを活用するといった趣旨になっているので、「主なとりくみ」ところに記載した内容や目標値で掲げている内容とかみ合わないんですね。ここは、②については「事業所に対する支援施策のあり方を検討します」という内容でなければならないと思いますので、そこの修正をお願いしたいと思います。

○岩崎会長 ほか、いかがでしょうか。

○堤委員 38ページの「家庭を築くこと・家族を支えること」これについては前回の協議会でも当事者から家族支援にすり変わってしまっている——すり変わるという表現はよくないんですけども、家族支援メインになってしまっていると言って、その後、この計画部会の報告を見ると随分やり取りはされたようですけれども、その中でやはり気になっている部分があるんですが、幾つか総合的に見て気になっているんですけども、まず、重度訪問介護とか家事援

助が育児支援に使えることが、相談支援部会の意見表の中でこれは使えないという認識だったという書き方があって、つまり、それが知られていないことがそもそも問題で、計画部会の議論の中でも、まだ周知されていないという問題点はあるけれども、それ以上に何かやるべきことがあるんですかと、「ほかに特別な支援が必要ということでしょうか」という市の回答があったりするんですが、まず、認知されていないことが非常に重要な問題だということで、これは認知させることを一つの重点的な取組にしてほしいと思ったことが1つ。

それから、ほかに何かあるかと言われたら本当にあるわけで、障がいを持った当事者が子育てをするときに、それこそ親が障がい者だということで子供がいじめられないかという心理的な問題とか、保育園やPTA等に行くときに、もちろん町田市内はかなりバリアフリー化が進んでいるけれども、PTAの会合等に行くときの様々な問題点とか。

本当に親同士というのはすごく悩ましいことがあって、うちは当事者団体として親同士の交流とか、あと「ババピア」という言葉があるんですけども、つまり子育てをし始めた女性障がい者たちがもうおばあさん世代になってきていて、おばあさん同士のピアサポートグループができています。障がい当事者がおばあさんになっているという意味でね。そしてまた、もっと若い世代の子育てをしている親同士の交流もある。そういった交流、相談、研修というのは非常に重要な取組だと思うので、そういったことの促進みたいな視点がここに全然表れていないことがすごく気になっています。

この見込量というか、実施することの中で、「自発的活動支援事業」というのは何ですかと私が質問のほうで出していましたけれども、これは家族会の相談事業というのが実際のサービスとして行われるということだと思うんですけども、そうしたら、市の予算がついていないからだと思うんですが、当事者活動の中のそういった子育てをしている親たちの研修とか相談、様々な取組、予算がついていたらこれはピアカウンセリング事業ということで当然載ってくる話だったと思うんですけども、そういった当事者による研修とか相談が全然この中で生かされていないことが私はすごく気になっていて、本当に家族支援のほうに重点になってしまっていて、当事者による相談、研修、そしてそういったサポートグループ、心の問題、そういったことが表面に全然表れないまま流れていくことが非常に気になります。

だから制度の周知も、できなかったと認識している方が支援センターの方だということのちょっとしたショックなんですけれども、そういった問題をもっときちんとPRというのか、取組としてやってほしいと強く思いました。

○岩崎会長 それは、具体的に何かこういう事項を追加してほしいといったことであるんでし

ようか。

○堤委員 具体的に言うのであれば、コラムにあるような内容、つまり子育て支援としてそういったヘルパー事業、重度訪問介護と家事援助が使えるよというPR、それから当事者による子育てに関する研修、相談等の充実みたいな文言を入れてくれたら嬉しいです。

○岩崎会長 とすると、39ページの「主なとりくみ」のところに「情報提供や相談等の支援」と書いてあるんですけども、もう少しそういったことを具体的に書くということでしょうか。

○堤委員 この情報提供、相談支援というのは、結局、実際に行う取組としては自発的活動支援事業というところに帰結してしまうので、「当事者による」という部分、当事者性がこのページの中には全然生かされていないし、見えてこない。そのことが非常に気がかりというか、非常に気になっています。

○岩崎会長 当事者のことは載っていないので、これは新規になると思うんですけども、先ほどのコラムの中身についてももう少しきちんと情報提供するようになると、39ページの【結婚・出産・子育て】の1つ目の「・」の内容に、そういったサービス利用の周知だとかといったことで少し文言を足すような形でよろしいでしょうか。

○堤委員 そうですね。

○岩崎会長 了解いたしました。では、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○堤委員 あと検討事項で、当事者による研修、相談等々、情報提供……

○岩崎会長 それは追加ですよ。

○堤委員 追加してください。よろしくをお願いします。

○岩崎会長 ほか、いかがでしょうか。

○風間委員 19ページの上から4つ目の「・」車いすでも利用できるタクシーの整備というところですが、先ほど小野部会長に補足していただいたんですが、この「車いすで利用できるタクシーの整備」というのは町田市がやるものでなくて、民間のタクシー会社がやるようなことなので、やはり市が率先してやるような、私が以前から申し上げているような「タクシー券」という文言を何とか入れてもらえないでしょうかね。そうすると、今回は駄目でもまた次のときにその文言が生きて、施策に反映されると思うんですね。そのような要望をいたします。よろしくをお願いします。

○岩崎会長 多分おっしゃるとおり、タクシーの整備は民間がやって、そういったことが整備されてきた状況を踏まえてというニュアンスの書き方なので、多分これは御要望を受けての追記事項ですから、書いてはいないけれども、かなりそういう方向性を検討するというニュアン



スかなと読めたんですけれども。

○風間委員 これでは、もう何十年來のあれが全然生かされていないんですよね。この辺でもうちちょっと改善されるような方針というか、方策は出てこないものでしょうか。

○岩崎会長 では、それは事務局のほうでまた検討させていただきたいと思います。

○森山委員 森山です。

30ページの就労・生活支援センター等のところですけども、アンダーラインのところ「会議を活用した連携体制の強化」ということで、新たに会議を設定されるのかなというところですけども、今、連絡会があると思うんですけども、それとはまた別に会議をつくっていくというイメージでよろしいのでしょうか。質問です。

○福永主任 事務局の福永です。

基本的には既存の会議を想定してはいるんですけども、場合によっては新規で、単発で開かれる会議も想定したいなどは考えておまして、来年度、この会議体自体の検討からしていきたいということになっております。

○岩崎会長 ほか、いかがでしょうか。

○堤委員 先ほどのタクシーとの絡みで、質問も兼ねて追加の意見ですが、私も、このタクシーの整備を市がやるというのは変だなと思って、むしろ今、動かせるタクシーが五十数台あるとはいっても、ほとんどが今、乗車拒否しているんですよ。車いすが乗れるようなタクシーのセッティングが大変ということで、乗れることのほうが少ない。少なくとも駅前等では乗せてもらえない。だから、むしろこれはタクシーの整備というよりも、言ってしまえば乗車拒否をしないように研修なり促しなりをするというところの啓蒙活動というほうが、ちょっと今、言葉として適切な表現が思い浮かばないんですけども、そちらのほうに取り組んでほしいと思います。

あと、整備というのであれば、別の資料に載っていたかと思うんですけども、タクシー乗り場で、それこそ今、車いすで乗れるタクシーには2種類あって、チヨダさんと、カンツリーさんがやっているジャパントクシー。チヨダさんのは後ろからリフトで乗れるんですけども——チヨダだけではないですね。日産の黄色いタクシーは後ろからリフトで乗れるんですけども、今、全国的に広がっているジャパントクシーというのは横にスロープを出して乗るので、通常のタクシーに乗る場合は道路の段差が削ってあることと乗れて助かるんですけども、逆にジャパントクシーのスロープに乗る場合は、それが急勾配にならないように一定の段差が必要なんですよね。少し高くなっていることが。バスのスロープも一緒なんですけれども。

そういった意味で、タクシー乗り場にジャパントクシーの乗り場を用意してほしいという市への要望が出ているかと思うんですが、むしろ整備するとすれば、乗り場の整備のほうになると思うんです。

だから、ジャパントクシーという名称は個別に出せないにしても、乗車拒否をやめてほしいという啓蒙活動と、ジャパントクシーへの乗降がしやすい乗り場の整備という2点がこの言葉の中には込められていると思うので、車いすに対応するタクシーという意味ではその部分を強調したいと思います。

あと、風間委員がずっとおっしゃっているタクシー券は、むしろ車いすでない人であっても、私も自分が歩いていた時代、本当にタクシーが足代わりだったわけなので、そのときの経済補助という意味で、タクシー券は別物としてちゃんと分かるように書かないと伝わらないだろうなと思いますので、以上よろしくお願いします。

○岩崎会長 乗車拒否はもう明らかに差別解消法違反なので、どんどんこちらに言ってきていただいたほうが良いと思いますし、たしかそれで営業停止処分を食らった事業所があったと思いますけれども……

○堤委員 ありますね。国土交通省に言えば一発です。

○岩崎会長 谷内委員が挙手されていますので、谷内委員、どうぞお話しください。

こちらでミュートを解除しました。

○谷内委員 50ページの【防犯】のところですが、「障がいがある人が消費者被害や犯罪にあわないための情報提供……」ということで書かれているんですけども、障がい者福祉として非常に弱いのではないかと思うんですね。例えば、お隣の相模原市では事件以降、福祉関係者を集めた防犯研修を実施したり、やはり社会福祉法人等の責任において利用者の方をどのように守っていくかといった積極的な取組がされているんですが、町田市のこの書きっぷりだと非常に防犯意識が弱いのかなとすごく感じますので、もう少し踏み込んだ書きっぷりにしていただけないかなという意見でございます。

○岩崎会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○森委員 50ページ、「生活環境と安全・安心のこと」の「主なとりくみ」で、まず【生活環境】のところ「障がいがある人への手助けやマナーの向上など、広報や啓発活動を実施します」となっております。重身の方たちが街に出たときに、ベッド付のトイレがどこにあるかお出かけマップで検索しようとするんですが、何回もクリックしないとそれが見られないという

話があって、そこをもっと分かりやすいスタイルにできないかという話があります。

なので、広報のところの文字を、使いやすいように改善を進めつつというふうに、当事者の意見を反映して改善していくことが読み取れる表現にさせていただくのがよいかなのというのが1つ目です。

2つ目、同じ50ページの【防災対策】の3つ目、「避難行動が困難な人が支援を受けやすくなるよう、避難時の対策をはかります」で、様々な方たちから、避難所に行っても暮らすことがなかなか難しいから避難しませんといった声が出ております。防災課のほうでも個別のエリアをつくろうとか、随分配慮してくれているという情報が当事者のほうに届いていないので、「やはり避難しません」となってしまう現実がありますので、まず1つは、「避難行動が困難な人の意見を聞いて避難時の対策をはかります」という当事者の声を聞きながら進めることが読み取れる表現にすることと、51ページの事業概要の最後に「避難体制の充実にとりくみます。」そして「障がいのある人への配慮を周知します」というのがあるとよろしいかなと思いました。

○岩崎会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○佐藤委員 佐藤です。

同じく50ページのところでお話しさせていただきたいと思います。

【防犯】のところには当てはまるのかなと思いながらちょっと考えていたんですが、今、実は性犯罪の被害に遭う人たちの中で若年層と障がいのある方の割合が非常に高いというデータが内閣府から出てまいりまして、ワンストップで相談する先が見つかられてはいるんですけども、障がい者のある方がなかなか言い出せないし、分かってもらえないことが非常に大きな課題になってきている現状がありますので、ぜひ50ページの【防犯】の項目のところに、「相談先の機関に対する障がい理解の促進につとめます」というのはもっともなんですけれども、48ページの担当部署のところを見ると、果たしてそこは性犯罪の被害に対する相談を受け付けている部署の連携先なのかなと思いながら見ていたので、もう少し、何というんでしょう、障がいのある方が障がい福祉課だけではなく女性のいろいろな相談窓口に行ったときに対応していただけるような、連携みたいなことにも少し御配慮いただいて、この冊子に載せるほうがいいのではないかと思いましたので、発言させていただきました。

○岩崎会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○井上委員 井上です。

59ページの「主なとりくみ」に【障がい理解の普及啓発】とあって、その2番目の「・」に「社会教育」という表現が入ってきたこと自体はいいんですけども、ここは「生涯学習」と正確な言葉に直していただければと思います。

○岩崎会長 ほか、いかがでしょうか。

○堤委員 資料2の、計画部会の当日23の第2章分野8、「声かけや手伝いについては、どこに出ているか」という風間委員の質問に対して、市の対応状況が「p49【生活環境】の2つ目の・に記載されています」とあるんですけども、p49の2つ目の・は、これ1ページずれてp48になるのかなと思ったんですけども、「市では、バリアフリー施設情報を記載した「みんなのおでかけマップ」を配布しています」という、ここがそれに当たるのか。声かけや手伝いのことはどこにあるのか探して見つからなかったんですけども、どこにあるのでしょうか。

○岩崎会長 事務局、お願いします。

○福永主任 失礼しました。これは50ページの「主なとりくみ」の【生活環境】の2つ目の「・」です。「障がいがある人への手助けやマナーの向上など……」というところを指しております。

○堤委員 あ、手助けや「マナーの向上」になったんですね、「声かけ」が。取りあえず分かりました。ありがとうございます。

○岩崎会長 ほか、いかがでしょうか。

ウェブ参加の方も、御意見があれば「挙手」を押してください。いかがですか。

○小野委員 あえて意見を言う必要もないかなと思ったんですけども、実務的な話なんですけれども、巻末資料に前回と同様に、東京都が今年度の自立支援協議会で公表している各区市町村の障がい者福祉施策、各区市町村の居宅から日中活動、就労、移動、全ての施策についての実施状況を公表しているので、その資料は掲載してください。市長がとても関心を持つので。

○岩崎会長 ほか、いかがでしょうか。

○青山委員 青山です。

この場での意見でいいのかちょっと迷うところもあるんですが、第3章です。

記載云々というよりは、「計画の推進のために」というのがありまして、77ページで「計画の点検と評価」ということで、この協議会に参加させていただいてちょっと思ったことなんですけど、個々の施策分野とか重点施策等、今までいろいろ検討してきた内容だと思うんですが、実は何かこう、例えばハード面の整備の検討、それからソフト面の検討、それぞれ皆さんから

意見が出ていて、何かとても大事なのが、例えば74ページ、1の(3)に「施策推進協議会との連携」などとなっていますが、関係機関等の連携はここに記載があって項目の中にも入っているんですが、この施策推進協議会において個々の項目や重点項目等の連携とかそういったものの協議を、今後、計画の中でしていくことが重要なかなとちょっと思っております。関連分野の連動についてというものです。

幾つかあると思うんですけれども、例えば9番の差別解消、重点施策16でも、町田市で条例を制定するとなっていますが、仮に制定が実施された場合に、例えば7番の情報アクセシビリティで情報提供の方法等を一緒に検討して、そういったものをどう提供していったらいいのかとか、6番の医療のところで周知という項目もありますし、そういったものや4番の相談で重点の9番、10番の項目等、構築や体制強化というものがあるんですが、やはりこういったものもアクセシビリティでどう周知していくのか。それから啓蒙や発達の項目もあると思うんですが、そういったところとほかの項目が連動して、やはり情報が行き届かないということが出ていたと思いますので、そういったことを検証していく。

それがもしかして、こちらの表記では77ページの計画の点検、PDCAサイクルのところに関係してくるのかなと思うんですが、この協議会においてそういったところの協議を今後、していくことが重要かなと思いました。

ちょっとこの資料作りとは違う意見になってしまいますが。

○岩崎会長 とても重要な御指摘だと思います。

それぞれ施策ごと、分野ごとにつくられているんですけれども、当然それは横串を逆にするような検討の仕方も当然あると思いますので。ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

○森山委員 もう一回30ページになるんですけれども、就労支援体制の強化のところで、やはり就労・生活支援センターが抱える件数はすごくたくさんだと思えますよね。そういうところできめ細かい支援だったり定着支援というところを考えると、この連携強化もそうなんですけれども、それに併せて支援体制の強化、そういうところに取り組んでもらいたいところですので、事業概要のところに関連体制の強化、そしてさらに「支援体制の強化に努めます」というような形になればいいなと思います。

○岩崎会長 御意見ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

この計画に対しては今日が最後の御意見をいただける場となりますので、どうぞ忌憚のない

御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松崎委員 松崎でございます。

42ページ、「保健・医療のこと」ということで、あまり訂正がないんですけれども、歯科医師会では、町田市から毎年多額の予算をいただきまして障がい者歯科診療所を立ち上げております。そういう周知も必要ではないかと思っています。これは水曜日と木曜日の週2回、完全予約制でやっておりまして、障がい者の方の重度に関係なく診ております。そういう情報提供も大事ということなので、歯科のほうでは対応できているのではないかと思っています。

それから、何か所かの施設に、施設の負担はなくて検診に行っております。そういうことも周知していただくといいかなと思っています。

町田市は医療のほうについては結構予算を出していただいておりますので、何もしていないわけではないので、そのことも周知していただいたほうがいいかなと思ひまして意見を言いました。

それと、医療機関に対する障がい者差別解消ということですが、いじめにしろセクハラにしろ差別にしろ、している側はあまり意識に残っていないものなんですけれども、されている側は物すごく残るものなんです。だから医療機関で差別を受けたという事柄なんですけれども、どういうものが差別なのか医療機関では分かっていないと思うんですね。医療機関でどういう差別を受けたか、そういうことをちょっと、意見をいただきたいかなと思っております。そうしないと、差別をなくすというのはそれはもう皆さん分かっていることなんですけれども、具体的にどういうものか医療機関ではよく分かっていないと思うんですね。

セクハラ等でも「え、こういうものがセクハラになるのか」といったことも聞かれますので、どういう扱いを受けたかということでもまとめていただくといいかなと思っております。

○岩崎会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

ウェブ参加の方、いかがですか。御発言ある方いらっしゃいますでしょうか。

○青山委員 発言しようか迷っていたんですが、41ページの表記について、ちょっと皆さんの御意見をいただいたほうがいいのかなと思ひまして。

41ページの一番下、地域生活支援事業の表の「緊急一時保護」の1年あたりの見込量が「390日」となっていて、一見何か普通の数字なんですけど、発達障がいの一部の方や精神障がいのこだわりが強い方などは、年間365日という中で——延べというのは分かるんですが、この「390日」という表記、何か違う表記のほうがいいのかなと。ただ、件数にすると「1テン

何日」と非常に少ない数字になってしまうというのはよく分かるんですが。もしくは「延べ」となるのか。

ただ、ほかの表記と整合を取ると、「何千何百人」などと書いてあるところからすると、そこにもいちいち「延べ」をつけるのかという疑問も、それは違うかなと思うんですが、このところだけは何かちょっと分かりづらい印象を持ったので、どうでしょうかという、ちょっと変な質問になってしまうんですが。

○岩崎会長 多分これは都というか、事業計画のほうでこういう表記をすることになっているのではないのでしょうか。どうですか。

○中島課長 事務局、中島です。

緊急一時保護事業については、今、町田市では3か所の施設にさせていただいている延べ件数となっていますので、おっしゃるとおり基本は延べ件数になるので、「延べ」と書くか、もしくは「3か所合わせ」みたいな形にするのか、ちょっと分かりやすいようにはさせていただきたいと思います。

○岩崎会長 では、その辺は表記を少し工夫していただくということで。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今、出された御意見を基に事務局で素案の修正をお願いしたいと思います。

また、パブリックコメントにかける素案について、最終的な調整は私と小野部会長に一任とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○岩崎会長 お認めいただき、ありがとうございました。

それでは、ここで感染予防も含めて5分間休憩したいと思います。

午前10時56分 休憩

午前11時01分 再開

○岩崎会長 再開させていただきたいと思います。

続いて【3】報告事項、(1)子ども発達支援計画についてに移ります。

まず、障がい福祉課から次期計画との関連性を御説明いただき、続いて子ども発達支援課からの報告をお願いいたします。

○中島課長 この後、子ども発達支援計画について御説明させていただくんですが、まず、2016年に児童福祉法、障害者総合支援法、発達障害者支援法の一部改正が行われまして、今回検討させていただいている計画は、従前からお話ししているように障がい者計画と障がい福祉事

業計画の2本立ての計画になっておりますが、その障がい福祉事業計画第5期から、子どもの分野については多くの自治体が子どもも含めて障がい施策と位置づけているんですけども、町田市の場合は障がいの有無にかかわらず全ての子どもが共に成長できるよう、町田市における子ども施策の基本計画である新町田市子どもマスタープランの下位に位置づけて計画していくことを前計画の時点から検討させていただいています。

それに伴いまして、新町田市子どもマスタープランは今年度から改定されて後期になっているんですが、そのマスタープランの中にも障がいのあるお子さんのことが触れられておりますし、併せてもちろん、その下位計画になります6期の、子ども発達支援計画にとっては2期になるんですけども、2期目の子どもの事業計画も子ども発達支援課のほうで併せて作成していただけることになっておりますので、このたび子ども発達支援課から、そちらの進捗状況について御報告いただきます。

では、お願いいたします。

○石崎課長 子ども発達支援課長の石崎と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、町田市子ども発達支援計画（2021～2023）行動計画の概要について、御説明させていただきます。

資料3を御覧ください。

まず、1番、子ども発達支援計画について。

計画の位置づけにつきましては今、障がい福祉課長から御説明させていただきましたので、経緯について、少し重なりますが、簡単に説明させていただきます。

2016年の児童福祉法の一部改正により、障害児福祉計画の策定が義務づけられたため、町田市では2017年度に、子ども発達支援計画という形で3年間の計画を策定いたしました。

この間、子ども生活部では新町田市子どもマスタープラン（後期）を2019年度に策定いたしました。ここで子ども・子育て施策との一体化を進めるために子ども発達支援計画の基本計画部分を取り込みまして、行動計画の部分につきましては3年ごとに作成するというところで位置づけて、つくっているところでございます。

下の図が、計画の位置づけの簡単な図になっております。

続きまして計画の期間でございますが、ただいま御説明しましたとおり、基本計画部分は少し町田市子どもマスタープランが飛び出しているところ、こちらに既に取り込んでおりまして、子ども発達支援計画、今回は2021～2023行動計画ということでつくっているところでございます。



続きまして2番、障害児福祉計画に関する国の動向です。

こちらは、この資料を子ども・子育て会議で確認をいただいた際の令和2年1月のものが載っておりますが、この後、5月に厚労省から通知等も出されておりますので、厚労省の基本指針の見直し等に則りまして計画の策定を進めているところでございます。

3番、子ども発達支援計画の施策の体系でございます。

2019年度の新町田市子どもマスタープラン（後期）で、マスタープランの目指す姿に合わせて子ども発達支援計画の、右側の少し色がついている中の基本施策、こちらまで、既に昨年度策定しました新町田市子どもマスタープランに掲載してございます。

左側の色がついていないほう、白っぽい部分につきましては、子どもマスタープランの施策の体系と同じ子どもの計画ということで、同じものをそのまま踏襲しまして、基本施策の部分から子ども発達支援計画に見合うような形で、この基本施策の部分までを既に策定済みでございます。

今年度、取り組みますのは一番右側の「取組事業」、こちらを関係各課等と調整しまして、今、取組事業をピックアップして策定しているところでございます。

続きまして4番、基本施策の取組事業でございます。

ただいま御説明しました取組事業につきまして、障がいの有無にかかわらず全ての子どもが成長できる支援体制の充実を目的に、基本施策を実現する取組事業につきまして3つの基準、①乳幼児期から学齢期まで一貫した支援を行っている、②地域社会への参加ができる、③インクルージョンを推進している、こちらの基準を用いまして選定を行っているところでございます。

最後に5番、行動計画の策定体制でございますが、3年前に第1期の町田市子ども発達支援計画を策定したときと同じような策定体制でございます。町田市子ども・子育て会議、こちらは今日、御出席されている委員の方にも一部御出席いただいておりますが、こちらに記載のような委員の方々が子ども・子育て会議の委員の皆様でございます。

あとは、子ども・子育て会議にかける前にももちろん庁内の連携を図りまして、障がい福祉課、保健予防課、学校教育部、子ども生活部各課と調整を行いまして、今、策定しているところでございます。今年度中に子ども・子育て会議の確認を経まして策定作業を終了する予定でございます。

報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○岩崎会長 今の報告に対して、御質問等ございますでしょうか。

○坂本委員 子どもの発達支援計画ということで、一応もう3年ぐらい実行しているわけですね。いろいろなデータ等が出てきていると思いますが、発達障がいということで、病気の場合。町田市の場合、前の精神のときには病気の場合と福祉を分けているという、そんな感じなんです。この発達障がいの場合、「これは病気です」といった場合にはどういう区分けで、今の行動計画の体制ですか、これに取り組んでいるのか、どういう取組にするのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○石崎課長 ありがとうございます。

こちらの計画に関しましては、3障がい全てに関しまして子ども発達支援計画で網羅していくところでございますので、発達障がいに限らず知的の方や精神障がいの方等も含めまして、全て網羅しているものでございます。

○坂本委員 それをきちんと分けて、今回の町田市の調査報告の中でも病名のところが、やはり発達障がいではないかという人が大分多いんですね。精神関係のところ。アンケートというか、調査報告で。その場合に医療関係との、それから福祉との関係はどのように対応していくのか、この辺の方向がないと、これも徐々に決めていくのかどうかという内容ですけども、そんなことを考えながらこれをつくられているのか。

それから、発達障がいについては医療のほうが進んでいないのかなど。この辺の現状がありまして、これをどう捉えながら町田市の福祉のほうにこれは入ってきているのか、ちょっと疑問があったので。

○石崎課長 御意見ありがとうございます。

○岩崎会長 ほか、いかがでしょうか。

○青山委員 今、坂本委員から御意見があったと思うんですが、こちらの対象となる方、学齢期までということですが、障がいの分野でもアンチエイジングが今、課題になっていまして、例えば発症前の予防という意味では子どもの状況、そして今、高齢が問題になっていて、親御さんも御本人も高齢化ということで、介護保険とのつなぎというところで、今回、子どもの部分を切り出しをして計画を立てていくというところで、そこから成人期になったときに切れ目のないというのは、別途ここに入っているんですが、この時期を終えたところの、成人期への切れ目のないといった連動性、連携性がちょっと心配になったんですが、その辺、どのような感じなんでしょうか。

○石崎課長 ありがとうございます。

こちらの計画に関しましては0～18歳未満というところで、子ども発達支援計画としまして

はそのような年齢の区分なんですけれども、先ほど策定体制のところでも申し上げましたとおり、障がい児の方の対応といいましても、もちろんゼロからというところで保健所、保険予防課であったり障がい福祉課、18歳以降のことも含めまして、こちらのところは連携を取って今後の進捗もやってまいりますので、そのようなところを含めまして、連携を取っていきたいと考えております。

○岩崎会長 ほか、いかがでしょうか。

この根拠法との関係では、当然これでいいと思うんですけれども、今、言われていることの1つには、若者支援がやはり必要なのではないかとされていて、今までだったら学校が終わって、あと就職してしまえばそれでうまく社会に組み込まれたんですけども、それができ得ない人たちがすごく増えてきていて、そうすると、今、現実的な事業としては若者サポートステーションぐらいしかないんですけれども、でも、やはり町田市としてそういった、ある意味では思春期からそうやって引き籠もってしまう人も含めて、社会にどう接続していくのか、社会参加していくのか、そういったことを支援するようなところも含めて、少し計画の幅を広げることもできれば御検討いただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして（2）2019年度町田市における障害者差別解消法に関する取組みに移ります。

事務局からの報告をお願いします。

○安次富主任 事務局、安次富です。

私からは、2019年度の障害者差別解消法に関する市の取組を御報告させていただきます。

使用します資料は、資料3-①から、すみません、ナンバリングがされていないんですけれども光沢紙に印刷したチラシ、こちらを用いて御報告させていただきます。

まず、資料3-①、昨年度の取組の報告に先立ちまして、資料3-②を御覧いただければと思います。

この障がい者施策推進協議会には、障害者差別解消支援地域協議会という役割を担っていただいております。この地域協議会がどんなものかと申し上げますと、2016年に障害者差別解消法が施行されまして、市では、地域において障がい者差別に関する相談や争い事の防止であったり解決を推進するために、こういった障害者差別解消支援地域協議会を設置することができると法律上、明記されております。そのことに伴いまして、町田市では、障がい者施策推進協議会にこの地域協議会の役割を担っていただいております。

主な取組としましては、資料3-②の中ほど、「役割」というところに記載がございます。町田市の障がい者差別に関する相談内容の共有、差別と思われる事案解決の後押し、障がい者差別の解消の取組みの共有・分析、障害者差別解消法の周知・普及啓発、障がい理解のための研修・啓発、こういったところに関して御報告させていただいたり、その御報告させていただいた内容に対しての御意見、御質問等をいただきながら、障がい者差別の解消に向けた取組の推進を図っているところでございます。

本日は資料3-①を用いまして、この役割のうち一番上の障がい者差別に関する相談内容の共有、それから〇の3つ目、障がい者差別の解消の取組みの共有・分析、こういったところを行っていただきたいと思っております。

資料3-①を御覧ください。

2019年度の障がい者差別の相談件数等が記載されている資料になります。

まず、①相談内容と障がいの種別ということで、2019年度は合計で6件の相談が町田市に寄せられました。

この障がい者差別の内訳ですけれども、障がい者差別には2種類の類型がございます。まず1点目が、不当な差別的取扱い。障がいがあることを理由に、ほかの方と異なる取扱いをされてしまうような差別になります。続いて、合理的配慮の不提供。こちらは障がいがあつて何らかの困難を抱えている方が、その困難を解決するために事業者に対して何らかの配慮を求めたときに、その配慮が提供されないことを指します。

2019年度、差別としましては、市の職員の対応と民間事業者の対応と分けて記載させていただいておりますが、市の職員による障がい者差別に関しては、職員課で相談の受付を行っておりますが、職員課に照会をかけたところ、昨年度はそういった相談は寄せられなかったということでした。なので、0件になります。

続きまして民間事業者の対応につきましては、不当な差別的扱いと思われる案件が3件、合理的配慮の不提供であると思われる案件が1件、その他としまして——その他というのは障害者差別解消法に関する法律の相談、この法律がよく分からないんだけどもといった法律全般に関する相談ですとか、直接的な障がい者差別に当たるとは思われなような事案を分類しておりますが、こちらが2件ございました。合計6件です。

障がい種別の内訳としましては、肢体不自由の方からの相談が5件ございました。不明・その他ということで1件分類させていただいているのは、第三者の方からの障がい者差別の相談があつたということで、障がい当事者、御本人からの相談ではなかったために障がい種別が詳

細に分からなかったということで、その他に分類しております。

②相談者の分類です。

相談された方は、障がい当事者の方が5名、第三者による相談が1件でした。

③事業種別ということで、どんな事業分野で障がい者差別があったのか分かるようにしたのがこの表になります。

まず、不当な差別的取扱いと思われる事案が発生したのは教育分野で1件、交通に関するところで1件、それからサービス業で1件ございました。続きまして、合理的配慮の不提供は医療・福祉の分野で1件ございました。その他としましては、交通と医療・福祉でそれぞれ1件ずつ相談があった状況でございます。

続きまして、④初回相談の経路ということで、どういった方法で初回の相談が入ったかを明記させていただいております。

窓口に来庁される方が多く、5件が窓口に来庁されて相談がございました。1件が電話相談でした。

数制的なところでは、以上になります。

続きまして、⑤相談要旨と対応ということで、昨年度あった相談を要約して記載させていただきました。6件とあまり件数が多くなかったため全て載せさせていただいたんですけども、幾つかかいつまんで御紹介させていただきます。

まず1点目、先ほど堤委員からも少しお話がございましたが、UDタクシー——ユニバーサルデザインタクシーに乗車しようとしたところ、運転手から「車いすの乗車はできない」と乗車拒否をされトラブルになった。タクシー会社との話し合いに市職員も同席して欲しいという趣旨で相談がございました。

市の対応としましては、障がい当事者の方とタクシー会社の話し合いの場に同席させていただいて、法律の説明等をさせていただいたというような対応を行っております。タクシー会社からは、「車いすの人は乗車できない」という一点張りの説明であったことに関しては申し訳なかったということで、当事者の方に対して謝罪がありました。

続きまして2点目、病院にして入院手続の書類を記入する際、自書が困難であるためスタッフに代筆を求めたが断られた。代筆等の合理的配慮がなされるようにしてほしいということで、こちらは合理的配慮の不提供の類型に分類されるものになります。

市の対応としましては、病院に対して事実確認と障害者差別解消法の周知を行っております。病院スタッフの方からは、代筆等の合理的配慮についてはやらなければならないこととして認

識しているということで、改めて院内で周知を図るという回答をいただいて、対応を終了しております。

裏面に行ってくださいまして、5番目です。こちらは障がい者差別としては取り扱わなかった案件ですけれども、最近こういうことが増えてきているかなという印象があります。

病院でのことですが、個室のトイレが狭く電動車いすでは利用しづらい、オストメイトがついているトイレの表示がないなど病院施設に対して不満がある。改善要望を出すために院内の写真撮影をしようとしたが撮影禁止の貼り紙があり、意図的に合理的配慮等の指摘を受けないようにしているのではないかと疑われるといったことを相談者の方がおっしゃっていました。

このことに関して市としては、まず、相談に来られた方に対して病院側との対話は行っていますかといった質問を投げかけたところ、病院には直接話していないけれども、自分の中で少し障がい者差別と思ったので相談に来られたというようなことでした。障がい者差別に関しては、基本的には事業者の方と障がい当事者の方の間のトラブルがあったということで相談を受けさせていただくので、当事者間での話し合いがなされていない状況で市に相談に来られても、それが障がい者差別に当たるのかどうか判別ができないということを当事者の方に説明させていただいたところ、病院のほうに相談してみるという回答をいただきました。

なので、障がい当事者の方も障がい者差別解消法の趣旨、事業者側との対話といったところをしていただけるように、法の周知等に関しては引き続き取組が必要だと、この問題で認識いたしました。

続きまして、2019年度の普及啓発・理解促進の取組みということで書かせていただきました。

まず8月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関して、医療機関向けの研修会を行いました。市の職員が講演を行いました。

それから9月、まず、町田市暮らしの状況・生活の困り事に関する調査を実施いたしました。約4,500名の障がいのある方に対して調査させていただいたんですけれども、その調査の中に障害者差別解消法についての説明を少し入れるようにしたことで、障害者差別解消法を知らない当事者の方にも情報が行き渡ったのかなと実感しております。

続きまして、こちらは職員課のほうで実施している市職員向けの研修です。高齢者、障がい者との接し方研修ということで、接し方に関する研修なんですけれども、もちろん障害者差別解消法についての職員向けの啓発になるようなプログラムになっているようなので、御報告させていただきます。

続きまして10月、災害時等障がい者支援バンダナを作成、配布開始いたしました。こちらは右下に図を載せさせていただきましたが、災害時に身につけていただくことで、周囲の人に障がいがあることを理解してもらい、支援を受けやすくするためのものです。こちらに関しましては障がいのない市民の方々に対しては、災害時にこういった黄色いバンダナを見かけたら積極的に支援をお願いしますという啓発を、併せて行わせていただいております。なので、こちらについては障がい理解の普及啓発に関する取組としても位置づけて、事業を推進しているところでございます。

続きまして12月、障害者週間の期間中に、市のホームページにて障害者差別解消法の啓発を目的としたコンテンツを公開しております。また、人権週間の折には市庁舎1階のイベントスペースにてポスター等の掲示を行っております。

2月に開催を予定しておりました、サルサガムテープという障がい当事者の方々が集まって構成されるロックバンドの講演については、コロナウイルスの影響で中止させていただきました。

続きましてカラーのチラシになりますが、こちらは、昨年度実施した実態調査の中で「障がい者差別を受けた場合の相談窓口を知っていますか」という調査項目を設けさせていただき、1,247名の方から御回答いただいたのですが、6割以上の方が相談窓口を知らないという調査結果が出たことを踏まえまして、こういったチラシを作って、窓口の周知啓発に今後、取り組んでまいりたいと思っております。

連絡先はこのような形になりまして、先ほどの相談事例の中でも少し触れさせていただきましたが、まず当事者間での対話が行われたのかが大事なポイントでありますので、フローチャートみたいな形で書いてあるんですけども、真ん中に「当事者間で対話による問題解決を試みたものの、話し合いが進まない場合」に相談してくださいという形で、相談窓口の連絡先を記載させていただいております。

裏面には、町田市で起きた印象深い障がい者差別の事例が分かるように、イラストをつけさせていただきました。本日も少し紹介させていただきましたが、一番下の手続の際の筆談の問題ですとか、実際に起こった事例を記載させていただいております。

今後、市役所の窓口や障がい者支援センター等の窓口でチラシを配布させていただいて、相談窓口の周知啓発に取り組んでまいりたいと思っております。

説明は以上です。

○岩崎会長 今の御報告に対して、質問等ございますでしょうか。

○馬場委員 馬場です。

年度全体で6件というのが、随分少ないなという気がするんです。しかも、5と6の事例は本来だったらここに数えない数なんですかね。そういう意味では、社協では、障がい者差別ではないんですけども苦情の受付をしまして、話すことによって自分の意見が整理されて、さっぱりして、その上の委員会に行かないケースは結構あるんですよ。そういう隠れたケースがもっとあってもおかしくないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○安次富主任 市としても、この相談件数が多いか少ないかと言われれば、少ないのではないかという印象を受けております。というのは、昨年度実施いたしましたこちらの障がいのある方向けの調査でも「障害者差別解消法を知っているか」という調査項目を設けさせていただきましたが、過半数以上の方が法律を知らないという結果が出ておりますので、まだ法律自体が認知されていない状況があって、法律を知らないから相談に来られないということも実情としてあるのかなと認識しております。

○岩崎会長 いかがでしょうか。

○森委員 すみません、質問ですが、「当事者間での対話がない」とおっしゃっていましたが、当事者の定義は何になるのでしょうか。

○安次富主任 当事者というのは、この障害者差別解消法自体が障がいのある方と事業者の方の間の障がい者差別の問題を扱った法律になりますので、当事者は障がいのある方本人、それから本人の御家族ですとか第三者の方も含めてですけれども、その方を当事者と広く捉えて、それと事業者ですね、近隣のスーパーですとか交通機関ですとか医療機関ですとか、行政も含めてですけれども、その間のトラブルということです。

○岩崎会長 いかがでしょうか。

○井上委員 このようなチラシを含め、大変努力されている様子が伝わってくるんですが、せっかく今回の御報告の中にあつた相談要旨と対応、とても考えさせられるというか、分かりやすいものなので、この「望ましい配慮や対応」という大変分かりやすい絵も入れた表記がありますよね。そのような形で今回の相談要旨を入れ込んだような、恐らくずっとこの絵だけでいくのではないと思いますので、「こういうことは相談していいんだ」「こういうことは、もしかしたら解消法に抵触するおそれがあるんだ」そのようなことを理解するにはこうした具体例をぜひ、広報であれホームページであれこういうチラシであれ、提供されることがその件数をね、件数が伸びることがいいかどうかは別にして、当事者の方に特に「相談していいんだ」ということが分かるような。



あと、例えば自分自身の会社でそのような問題が起こらないまでも、よその社でこのような事例があったと理解されることが逆に予防につながることもあるので、ぜひこのような周知をやっていただければなと思いつながりながら聞いていました。

○堤委員 タクシーに関連して2点の質問なんですけれども、1つは、ここに書いてある内容的なものです、相談趣旨は「電動車いすの乗車はできない」と拒否されているけれども、その下ではタクシー会社から「車いすの人は乗車できない」という一点張りという、このときの「車いすの人は」というのは電動車いすの人なのか、もう車いす全面拒否という意味で言っているのかどちらだったんだろうという中身が1つ。

もう一つは、タクシーはトラブルが多いので本当にいちいち——いちいちという表現も変だけれども——言っていたらこの数は物すごく増えると思うんですけれども、当事者間の話合いという前提のときに、タクシーに逃げられてしまうことがすごく多いんですよ。タクシー乗り場で順番が来ると、目の前でピュッと行ってしまうみたい。そのときに、タクシー会社が分かったとしても、一遍タクシー会社に苦情を入れてからでないと市には相談できないのかどうかを知りたいです。

○安次富主任 まず1点目ですけれども、こちらは今回、電動車いすの方の乗車に関するトラブルであったということで、回答になっていますでしょうか。

○堤委員 いや、電動車いすの人のトラブルではあったけれども、タクシー会社と一緒に話ししたわけですよ。市の方が立ち会って。そのときに、電動は駄目と言っているのか、車いすが駄目と言っているのか、どちらなのか気になったのと、もう一つ突っ込んでしまえば、電動車いすだからといって一概に駄目ではないという状況はあると思うので、そこまで柔軟な対応をタクシー会社が認めたのかどうかも知りたいです。

○安次富主任 今回は電動車いすの方からの相談でして、積載量の問題とかいろいろなことがあったということなんですけれども、一番は、先ほど堤委員もおっしゃいましたが、タクシーの運転手の方が乗せるまでの習熟度みたいところで、車のスロープを出したりする構造自体の認識みたいところがなかったということで、こういった問題が起きたのではないかというような話は相談の中で少し出ていたところですよ。

○堤委員 これ、タクシー会社の人と話したんですよ。市の人と間に立って。

○安次富主任 そうですね、同席したという形です。

○堤委員 研修の問題だったのか、対応が一方的なのがまずかったのか、この場合、問題点はどこだったんでしょうか。

○安次富主任 車いすの方だから駄目という一点張りの説明に終始してしまったということで、UDタクシーということもありますし、もうちょっと柔軟な対応ができたのではないかということでタクシー会社から当事者の方に謝罪があったという経過です。

○堤委員 なるほど。圧倒的なのは、研修ができていないというところで車いす全般を拒否するという問題と、もう一つは、電動車いすということで、もう電動は最初から駄目と上から言われているという運転手が圧倒的に多くて、積載量が何キロかすら知らないまま、とにかく電動は断るという対応があるので、このタクシーに関してはいろいろな問題があります。

2つ目は、UDタクシーに限らないんですけれども、もう車いすと見たらさっと乗車拒否して逃げてしまうのが結構多いんですよ。そういう場合はタクシー会社に1度苦情を入れてからでないと相談には行けないのかということですね。

○安次富主任 そういった事情はおありだと思いますので、明らかにそういった対応を受けたことが明確な場合は、市のほうに相談いただいても結構です。ただ、できればタクシー会社のほうに当事者の方自身が1度連絡していただいて、話し合いによってその問題解決が図れないか試みていただきたいというのが法の趣旨でもありますし、市としてのお願いというか——ところでもあります。

○岩崎会長 ちょっとそれは違うのではないですか。少なくとも差別はもう禁止なので、対話する以前に言っていないはずですよ。だって、必ず対話して本人が文句言わない限り救済しないということだと、法の立て付けとは全然違う内容になってしまうけれども。

○安次富主任 すみません、できればそういったことをお願いしたいという趣旨で、今、申し上げました。

○岩崎会長 だから、それをお願いすること自体も私はちょっと問題あると思うんですよ。

基本的に障がいを持っている人たちはパワーレスというか、やはり諦めたりするような状況に置かれているのに、まず自力救済で問題を解決してから、それができなければ市は救済しませんという書き方のように見えてしまうので、これは私、すごく問題だと思うんですけれども。

この4番の事例も、この人は一応納得したと書いてあるかもしれないけれども、やはりこれは諦めてしまう人が絶対出てきますよ。「私が言わないと駄目なのか、ちょっと言いにくいな」という形になってしまっただけ。だからそういった場合でも、これはトイレの改修をしろと言うのは事業者に対する過剰な負担になると思うんですけれども、少なくともオストメイトの表示をすること自体は合理的配慮として全然やれる範囲なので、例えばそういったことに対しても、まず本人が言わなくても、言えない状況があると認められる場合には市と一緒にあって対処す

るという基本方針にしてもらわないと、これは法の趣旨から逸脱すると思うんですけども。

○安次富主任 すみません、今後の相談対応の参考にさせていただきます。ありがとうございました。

○岩崎会長 ほか、いかがでしょうか。

○風間委員 このカラーの用紙ですが、例えば裏面のいっぱい描いてあるところなんですけれども、補助犬の入店拒否というのは未だに町田市内でも数多くあるので、先ほどの表以上に数はあると思うんですけども、この用紙は飲食店などには配られるのかどうかということ——もちろん配られると思うんですけども、例えば飲食店でも、経営者はこの用紙を見て「あ、差別になるんだ」と認識できるかもしれないけれども、大抵下で働いている人が多いので、このことを知らないことが結構多いんですね。ですので店のどこか、レジの近くにこういうものを貼っておくような義務づけとか、それは問題かもしれないけれども、そうでもしない限りは、アルバイトの人はここまで知らないので、そういうことを義務づけてあれば「これは差別なんだよ」ということで「あ、拒否してはいけないんだ」と認識することができるので、そのような方法は取られないのかということ。

あと先ほどのタクシーの乗車拒否等で、堤委員から、国土交通省に言ったら即もうあれなんですか。

○堤委員 営業停止処分になった例が早速出ましたね。

○風間委員 もうそれぐらいやらないと運転手さんの認識が、「それをやられたら大変だ」というような認識を植え付けないと一向に進んでいかないと思うんですね。そういうことを感じました。

○岩崎会長 この資料の配布先については、分かりますか。

○安次富主任 まだ市の窓口と障がい者支援センターの窓口等での配布というところまでしか検討していないんですけども、いただいた御意見を踏まえて、周知方法については少し検討させていただきたいと思います。

○小野委員 少なくとも市内の障がい者施設の利用者家族向けにその枚数を配ってあげて、そこから当事者に配布できるように、事業者のところにもね。お店等にもそうなんだけれども、訴える側、理解していない人が多いと思うので、お金がかからない方法で言えばそこが一番やりやすいのではないかと思うので、それを先にやったほうがいいと思いますけれども。

○岡担当課長 今回の計画の中でも、60ページですけども、重点施策18ということで、講演会だとか研修の開催だとか、印刷物の作成・配布、そういったことを通じた啓発活動を行って

いきますといった取組を掲げてございますので、こういったチラシ等も一つのツールとして使いながら、この計画策定後の取組の中でいろいろ進めていきたいと考えてございます。

○岩崎会長 これに関して、ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

続いて（３）2019年度町田市における障がい者虐待の状況についてに移ります。

事務局から報告をお願いします。

○保科担当係長 障がい福祉課、保科と申します。

私からは、2019年度町田市における障がい者虐待の状況について御報告させていただきます。

資料４を御覧ください。

毎年御報告させていただいておりますけれども、2019年度につきましては、虐待通報を受けた件数は全体で21件ございました。うち虐待として認定した件数は2件となっております。2017年度の通報件数が18件、2018年度の通報件数が32件ですので、通報件数だけから見ると2018年度がすごく多く通報をいただいたという状況だと思えます。

また、2019年度、虐待として認定した件数が2件と例年と比較して少なくなっておりますけれども、特に原因となる理由は考えられませんので、確認・調査した結果2件の認定となったと認識しております。

続きまして、虐待の種別、種類等は記載のとおりとなります。障がい者虐待につきましては、養護者からの虐待、施設従事者からの虐待、使用者からの虐待という3つの種別と、身体的、心理的、性的、放棄・放置、経済的という虐待の種類がございます。数字から見ますと身体的虐待、心理的虐待が多くなっておりまして、被虐待者の障がい種別としては知的障がいの方が最も多くなっております。

また、通報手段としては、昨年度から通報手段について記載させていただくようにしましたけれども、電話による通報が最も多くなっております。こちら通報手段のうち「文書」1件とございますのは、東京都に情報が寄せられまして、東京都から文書により市に通報をいただいたという案件になります。

続きまして、虐待として認定された2件の状況となります。

年齢は、共に50代。男性、女性1名ずつとなります。

案件の概要につきましては裏面に記載しておりますので、裏面を御覧ください。

男性のほうが1番の案件となります。息子から蹴られる、部屋に閉じ込められるといった身体的虐待となります。この御家庭の場合、本人が、被虐待者の方が障がいを負う以前から借金ですとかギャンブルなどの問題行動で御家族に負担をかけていたという背景があります。警察

も関わりながら、最終的には御本人、御家族双方の希望によりまして、距離を取って御本人が別の場所で生活をする事で分離が図られております。

続きまして、2番となります。こちらが女性の案件となります。

夫から殴る、蹴るなどの身体的虐待と、言葉による心理的虐待を受けたという案件となります。

被虐待者の方は、体幹機能障がいと脳血管疾患による認知症、高次脳機能障がいということで、介護保険の2号保険者の方になります。

2号保険者ということもありまして、高齢者福祉課と連携しながら対応を行っております。最終的には、介護保険の中の特別養護老人ホームに入居することができまして、家族と距離を置くことができたことで家族の方の負担軽減が図られるとともに、御本人も安心した生活を送ることができるようになっております。

3番につきましては、虐待としては認定されなかった件を抜粋して、1つだけ載せさせていただきます。

こちらは通所先施設での虐待が疑われるという案件でしたが、確認・調査をした結果、虐待としては認められなかったものになります。

この案件につきましては、御本人やそのお母様は特に通報希望を持っていらっしゃらなかったんですけども、お母様が知人に話しているのを隣の席で聞いていた方が東京都へ通報したことから始まったという特徴がございました。

それぞれの概要につきましては①②③に記載してございますので、お読みいただければと思います。

最後に、普及啓発・調査・協議会等になります。

例年同様、高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会を2回開催しております。また、町田市の障がい福祉部門として初めてとなる暮らしの状況・生活の困り事に関する実態調査の中でも、虐待に関わるようなところで御意見をいただいております。御意見の中には「障がい者に対する言葉遣いがひどく、心が傷ついた」という心理的虐待を疑わせるようなものですか、「障がい者の仕事は限られており、パワハラは耐えるしかない」「施設での生活において頭のふけなどの汚れ、歯垢、目脂など、職員によっては放置される心配がある」など放棄・放置に当たる疑いのあるような御意見もございました。

また、2019年度は障がい福祉課主催で研修会も開催させていただきました。市内通所施設の従事者向けの研修会を開催しております。21事業所48名の御参加をいただいております。

報告としましては、以上となります。

○岩崎会長 今回の報告に対して、御質問等ございますでしょうか。

○町野委員 通報が21件で虐待の認定が2件ということですが、例えば児童虐待防止法では、本人が虐待を受けたという気持ちを持っている場合は全て虐待という形で認定されるんですけれども、障がいの方のほうはどのような観点から虐待かそうでないかを定めるんでしょうか。その辺は何か線引きがあるんですか。

○保科担当係長 これをしたら虐待とか、これをしなかったら虐待でないという明確な基準はないんですけれども、法に則りまして速やかに、個別に調査ということで市の職員が基本的には2人体制で現場に確認・調査に行きます。確認・調査の結果、御本人なり通報者の方がおっしゃっている事実が確認できて、それが叩く、蹴るなどの身体的虐待に当たるか、暴言等の心理的虐待に当たるか、そういう事実が確認できた場合には虐待として認定して、施設従事者からの虐待という場合には法律で東京都に報告することになっておりますので、東京都に報告するという形になっております。

○町野委員 そうしますと、例えば親御さんが子どもを心理的に虐待していて、それも分からなければ認定されないということになりますか。本人はこれだけのことをやられたと認めていても、事実確認というか、嘘をついたりいろいろあると思うんですけれども、その辺ははっきりしないと認定されないということなんですか。

○保科担当係長 お子さんの虐待の場合、少し区分けというかがありまして、まず、お子様の場合には、養護者からの虐待、お母様なりお父様からの虐待の場合につきましては子ども家庭支援センターのほうで対応することになっておりまして、障がい福祉課では施設ですね、放課後等デイサービスですとか施設従事者からの虐待の場合には障がい福祉課のほうで対応するという区分けがございます。

その上で、今、御説明させていただきましたように通報者からのお話を伺いまして、施設に行きまして、その虐待者とされる方と、その虐待者とされる方以外の施設従事者の方、同僚の方、管理者の方、場合によりますけれどもお通いのお子さんですとかそのお子さんの保護者の方、皆様からお話を伺いまして、最終的には障がい福祉課の中でコア会議ということで課長、係長職を含めた会議をしまして、その中で虐待として認定するかどうかを決定しております。

○町野委員 知的障がいがある方が自分の立場をうまく説明できないような場合は、どうなんですか。

○保科担当係長 まず、その方がコミュニケーションが図れる、図れないというのがあるんで

すけれども、基本的には御本人からももちろんお話は聞きまして、被虐待者とされる御本人からお話を聞き、虐待者と疑われる方からもお話を聞き、それ以外に必ず施設従事者、ほかの同僚の方ですとか施設の管理者の方、第三者的な方からもお話は伺います。

それでも分からないといいますか、ケースによるんですけれども、今お伝えしたように、ほかにお通いのお子様、保護者の方、関係機関、皆様からお話を伺って判断させていただきます。

○岩崎会長 よろしいですか。

○町野委員 ありがとうございます。

○岩崎会長 ほか、いかがでしょうか。

○小野委員 基本的に、虐待が少なくなることはいいことなんですけれども、でも、この法律ができて周知していく上では、まだ通報件数も増えて、あるいは認定件数も増えていくのが妥当なんだろうと思うんです。昨年と比較して通報件数も認定件数も減っていますよね。自分の耳に入ってくるケースというか——を想定しても、これは少ないのではないかというか、多分、私は2000年度に入ってからの話も引くくめてのことなので、2019年度で区切るとこうなるのかなとも思うんですけれども、ただ、一方で、虐待には及ばないけれども現場で不適切な支援で、一步間違えれば虐待というぎりぎりのところというのは結構いっぱいあって、あるいは承諾書を取っているからミトンをつけ続けていいんだ、車いすへの拘束もずっとやっつけていいんだ、それは親の承諾を取っているからというケースもあると思うんですよね。虐待防止法に定めている3要素をクリアしていればいいみたいなね。

法人の中で、あるいは事業所の中で、やはり通報することによって改善するんだという意識づけがないと駄目だと思うので、津久井やまゆり園の虐待問題とか、あそこの法人が運営している他の施設でも虐待が発覚していろいろ問題になってきていて、この9月の頭にも愛名やまゆり園での虐待が通報、告発されて、その直後に理事長名で今後、通報・告発した職員は懲戒処分の対象になるという文書をばらまいたんですよね。それも県議会やマスコミで問題になって引っ込めたんですけれども。

ただ、そういう不適切な支援にとどまって、認定審査会のところでどういう——今の町野委員の御質問にも絡むんですけれども、何かもっとあったのではないかなという、もっと水面下の問題があるのではないか、もっと引き出すためにはどうしたらいいのか。

だから、質問の最初に戻るんですけれども、この減ったことを市としてはどう評価しているのか、あるいはこの虐待の種別と種類とか通報等をクロスしたときにどういう傾向があったのか、その評価のところというか、その辺を聞かせてもらえますか。

○保科担当係長 ちょっとお答えとずれてしまうかもしれませんが、ここに御報告する前にいろいろ確認しているものがございますので、その辺も踏まえながらですけれども、まず通報の件数ですけれども、障がい福祉課に限らず、例えば子ども家庭支援センターに確認したんですが、児童虐待の通報件数は年々かなり増える傾向がございます。ただ、2018年度から2019年度は増えていますが、2019年度から2020年度は横ばいと聞いております。高齢者福祉課に高齢者虐待の通報件数を確認したんですけれども、その評価はちょっと置いておいて、傾向としては一緒に、2018年度が76件、2019年度が70件と少し減っている状況と聞いております。

また、一応八王子市にも確認したんですけれども、同じ傾向がございます、こちら八王子市からあまり詳細なことは公表してほしくないというのがありますので、少し数字を丸めますけれども、2017年度、40件、2018年度、約70件、2019年度が約50件ということで、2018年度から2019年度の通報件数は減っているという傾向がございます。

この評価ですけれども、昨年もこの場でお伝えしたような記憶があるんですけれども、やはり虐待に関するセンセーショナルなニュースがあるときには敏感といいますか、通報件数が増える傾向があるのかなとは思っております。

もう一つ、委員の御質問にあったように、この虐待通報にまで至らない、その一歩手前のものなんですけれども、普段障がい者支援センターの担当をしておりますので、障がい者支援センターからいろいろな話を聞く中で、そういう話はかなりあります。それは虐待という切り口でのお話というよりは、違う話の中で、いろいろなお話の中でよく聞いていくと、それがもっと進んでしまうと虐待にまで発展してしまうのではないかと、そういう虐待の前兆といいますか、そういうお話はよく聞く機会があります。そういうときには、そういう施設に通所されている方ですとかいろいろいらっしゃいますので、各関係機関で日頃からちょっと気を使って、痣の状況ですとかけがの状況に留意して、何か変化や危ない兆しがあればすぐに連絡をいただくようにというところで、情報共有を図りながら様子を見守っているというのは普段からございます。

○岩崎会長 よろしいでしょうか。

そうしたら、【4】その他に移ります。

事務局からお願いします。

○後藤主任 その他ということで、1件情報提供させていただければと思います。

当日配布資料4を御覧ください。

こちらは「令和2年度東京都自立支援協議会セミナー開催のお知らせ」という、東京都のホ



ホームページを印刷したものです。

すみません、まだ東京都からメールでの周知しか来ていなくて、チラシ等がないんですけれども、今回こちらのセミナーが開催されるということで、12月14日開催で、申込締切が11月14日ということで申込みまでの期間が短くなっているのです、急遽この場で情報提供させていただければということで、お渡しさせていただきました。

テーマ等は記載のとおりなので、もし御興味ある方がございましたら、裏面に申込方法、申込締切等ありますので、基本電子申請で、こちらのアドレスから入力フォームに入力していただくようですので、こちらのホームページを御覧いただいて個別にお申し込みいただければと思います。

報告としては、以上になります。

○岩崎会長 何か御質問ありますでしょうか。よろしいですか。

ウェブ参加の方も含めて、よろしいでしょうか。

それでは、以上で終了ですので、進行を事務局にお戻しします。

○岡担当課長 岩崎会長、委員の皆様、ありがとうございました。

以上をもちまして、2020年度第4回障がい者施策推進協議会を閉会いたします。

ウェブ参加の皆様は、「×」のアイコンをクリックして御退席ください。

お車でいらした方は、駐車券をチェックし無料処理用のカードをお渡ししますので、駐車券を事務局まで御提出ください。無料処理用のカードと駐車券は1階の受付で無料処理させていただきますので、よろしくお願ひします。

本日はありがとうございました。

午後0時03分 閉会